

平成 29 年 5 月 25 日

大田区議会議長

大 森 昭 彦 様

防災安全対策特別委員長

長 野 元 祐

### 防災安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

#### 記

#### 1 調査事件

- (1) 防災対策について
- (2) 危機管理対策について
- (3) 地域防犯対策について

#### 2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

##### (1) 防災対策について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」「公助」の連携による地域力と公助力を結集した災害対応体制の構築が求められている。

区は地域の防災力を強化していくために「大田区総合防災対策」を策定し、ハードとソフトの両面にわたり、地域と一丸となって総合防災力の強化を進めている。

① 学校防災活動拠点整備事業について

平成 24 年度に整備を開始した学校防災活動拠点は、これまでの避難所機能を充実させるとともに、新たに「情報拠点」と「地域活動拠点」の機能を併せ持つ地域防災活動の拠点とするものであり、平成 28 年度で 91 施設全ての拠点化が完了した。

区の報告によれば、平成 28 年度には、13 施設について拠点化の会議を実施し、組織の見直しやマニュアルの修正等を行った。そのほかの 78 施設についても、これまでに計 172 回、会議を実施している。また、訓練を実施した 6 施設については避難所開設初期の作業の流れなどを確認し、訓練を実施していない避難所は会議中において防災備蓄倉庫に配備されている物品(主に新しく配備された照明関係の資機材の使用方法)の確認等を行った。そのほか平成 26 年度から 3 か年計画で配備を予定していた避難所開設キットについて、平成 28 年度で 91 施設全ての避難所への配備を完了した。

平成 28 年度で全ての拠点化が完了したところではあるが、委員からは、学校防災活動拠点訓練では、依然として地域住民からの不安の声が上がっているとの話があり、委員間で様々な意見が交わされた。また、発災時には混乱が生じることが予想されるため、引き続き、円滑な避難所運営に向けた訓練やマニュアル整備等、さらなる区の働きかけに対する要望があった。

本委員会としては、実際に災害が起きたとき、学校防災活動拠点が機能するよう、引き続き、調査・研究を行っていく。

② 防災行政無線電話応答サービスの開始について

区は、防災行政無線の放送を聞き逃した人または聞き取りにくい人に確実に周知できるようにするため、平成 28 年 11 月 11 日から防災行政無線電話応答サービスを開始した。

今回、区が導入したサービスの特徴としては、多くの自治体で導入している回線数に限りがあるシステムではなく、23 区で初めて回線バンクのおそれが少ないシステムを導入したこと、また、防災行政無線の放送終了直後から電話で確認することができ、同時に多数の区民から問い合わせがあっても情報提供が可能になることが挙げられる。

委員からは、防災行政無線の大田区内全域放送を行った場合の放送内容の確認だけでなく、避難勧告の発令など、地域限定的な場合でも防災行政無線の放送を行

い、その内容が確認できれば良いのではないかとの意見があった。

これに対し、区からは、これまで避難勧告の発令等において防災行政無線を使っていなかったが、防災行政無線電話応答サービスを導入したことを機に、地域限定でも防災行政無線を使用することなども含めて、発災時により多くの区民が情報を得られるような方法を研究していくとの答弁があった。

本委員会としては、防災行政無線電話応答サービスが、さらに区民にとって利用しやすく、発災時に有効なサービスとなるよう、引き続き調査・研究を重ねていくとともに、より効果的で実用的なサービスの活用方法を検討していくよう、区へ求めていく。

### ③ 大田区地域防災計画の修正について

大田区地域防災計画は、区内における地震や風水害等に対して、大田区、防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害の予防及び応急対策、復旧・復興対策を円滑に実施することにより、区民の生命、財産を守り、被害を最小限に抑えることを目的として作成されている。

区の報告では、物資輸送体制の見直しや被災者生活再建支援体制の強化、熊本地震の教訓を反映させた実践的な対策を計画化することのほか、近年、各地で発生している大規模な風水害被害を踏まえ、国や都が進める施策に基づいた土砂災害や洪水災害の対策を計画化することなどを踏まえ、今回の計画修正に至ったとの説明があった。

委員会では、特に物資輸送体制の見直しについて、物資輸送拠点の整備や指定解除といった大きな修正があったことから、様々な質疑応答がなされた。物資の供給拠点を一部地域へ偏らせず、ある程度の地域へ分散させるよう、今後は拠点の整備を検討すべきとの意見もあった中、今回の見直しで物資輸送拠点として整備されることとなった京浜島機材センターへの現地視察を行った。区から説明を受けながら、整備状況等を実際に確認し、委員会全体で理解を深めることができた。

本委員会としては、地震、風水害等の被害想定や、発災時の支援体制等の調査・研究を引き続き行い、区に対し、区民の声がしっかりと反映された実効性のある計画となるよう求めていく。

### ④ 防災まちづくりに関するUR都市機構との協定の締結について

区は防災まちづくりを一層推進するため、老朽化した木造住宅が密集しており、区内でも特に延焼火災の危険性が高い羽田地区（羽田一丁目から羽田六丁目）において、密集市街地整備に関する実績が豊富なUR都市機構と協定を締結した。

密集市街地である羽田地区では、未接道宅地や狭小な敷地も多く、単独での円滑な建替えが困難なほか、道路や公園のための用地確保も進まないという課題がある。このような状況においても、道路・公園の整備や建物の不燃化を進めるため、このたびの協定締結に至ったものであり、区の説明では、UR都市機構が権利者等の調整及び技術的支援、共同建替え等に関するコーディネート、各種事業の検討といった役割を担い、区と協力して防災まちづくりを推進していくとのことであった。

委員からは、一刻も早く災害に強い防災まちづくりを推進していくことは重要であるが、地域住民の声に耳を傾けながら、UR都市機構と協力してまちづくりを進めていくべきであるとの要望があった。

本委員会としては、区民が安全で暮らしやすい防災まちづくりを目指し、引き続き調査・研究を行っていく。

## （２）危機管理対策について

### ① 大田区国民保護計画の修正について

区では、外国からの武力攻撃事態や大規模テロの際に迅速に区民を保護するために、国民保護法に基づき平成19年2月に大田区国民保護計画を作成している。

本計画は、策定後約9年経過しており、状況の変化に伴う国の基本指針や東京都国民保護計画の修正内容を反映させる必要があるため、大田区国民保護協議会を開催し、大田区国民保護計画の修正を行った。

区は今回の計画変更で、区の体制見直し及び都の計画の変更内容を反映すること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、テロ対策を充実すること等を計画に盛り込んだ。

委員からは、大田区は羽田空港を有する自治体であり、空港でのテロ対策や感染症対策を行う上で航空事業者との連携は不可欠であるとの意見があった。さらに、大田区国民保護協議会の委員に航空事業者を加えるべきであるとの要望があった。

これを受け、区は協議会の委員に航空事業者を加え、大田区国民保護協議会を開催した。また、今回の計画修正で国や都の計画内容を反映するだけでなく、羽田空港を有する当区の特性を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピックに

向けて、関係機関とテロに対する危機意識の共有や大規模テロ等の発生時における協働対処体制の整備に取り組むため、地域版パートナーシップを盛り込んだ。

万が一、武力攻撃事態等が発生した際に、迅速・的確に区民の生命、身体及び財産を守るためにも、本委員会では、区が引き続き、平素からの備え等の検討を重ね、より実効性のある計画としていくことを強く求めていく。

### (3) 地域防犯対策について

#### ① 振り込め詐欺被害防止対策の強化について

平成 27 年度に振り込め詐欺被害防止対策として、東京都が各自治体及び各警察署に自動通話録音機を譲渡し、各自治体及び各警察署が 65 歳以上の高齢者が居住する世帯に対して貸与した。区は、区役所に 50 台、区内 4 警察署に 535 台の譲渡を受け、申し込みの先着順により貸与した。

区からは、区内の特殊詐欺等認知状況等については、平成 27 年度は前年に比べ、認知件数及び被害額は減少したが、平成 28 年度に入り、再び認知件数、被害額共に増加傾向であるとの報告があった。区はこの状況に鑑み、振り込め詐欺被害防止対策の強化として、今年度の緊急対応で自動通話録音機を 1,000 台購入し、区内警察署と連携して必要とする世帯へ貸与している。

委員からは、区内での被害件数及び被害額の大きさを改めて実感し、この状況に危機感を持つとの意見が多数あった。また、区が今年度の緊急対応で自動通話録音機を 1,000 台購入したことについては、被害件数が急増した経緯を踏まえ、緊急対応したことは理解を示し、今後は、被害状況を注視しながら、購入台数を調整することや、被害件数に応じて区内各警察署の貸与台数を配分していくべきである等の提案もあった。

特殊詐欺等被害を未然に防止し、区民の財産を守るためにも、本委員会では、詐欺被害の経緯や被害状況等の調査・研究を引き続き行うとともに、区に対し、地域防犯対策をさらに強化するよう求めていく。

#### ② 区内郵便局との情報提供に関する協定の締結について

区は、区内郵便局と区への情報提供に関する協定を締結した。これは、郵便局員が区内における配達等の業務中に、地域における異常や異変を発見した際に区に情報を提供することにより、区民が安全に暮らせる地域づくりに資することを目的と

したものである。

協定の内容は、郵便局員が道路の異常を発見した場合、高齢者、障がい者、子どもその他の区民等の何らかの異変に気付いた場合及び不法投棄等の障害物を発見した場合に区に情報提供を行うものである。

委員からは、協定を締結し、郵便局員が地域の状況を情報提供しやすい環境をつくることは良いことであり、高齢者や障がい者、子どもを地域全体で見守っていくべきであるとの意見があった。また、地域の見守り活動を区民に知ってもらうことが重要であり、区民への周知方法を工夫することについても要望があった。

本委員会としては、地域防犯対策をより一層推進することで、全ての区民が安全で安心して生活できるよう、引き続き調査・研究を行っていく。

#### (4) 行政視察について

本委員会では、委員会調査・研究のため、平成 28 年 12 月 19 日から 20 日の 2 日間にわたり、静岡県浜松市と愛知県春日井市の視察を行った。

浜松市は、東日本大震災における甚大な被害を機に、静岡県が発表した第 4 次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、「浜松市地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定した。

また、市はいつ起きてもおかしくないといわれている「南海トラフ巨大地震」の被害想定を、建物被害は約 13 万 4,000 棟が全壊・焼失、地震動による死者数は約 6,530 人に上ると推計している。このような甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」に備え、市は一人でも多くの市民の命を守るため、76 の減災対策を行っている。

その中でも、防潮堤整備においては、静岡県内の企業から 300 億円の寄付があり、事業延長をして防潮堤整備を行っている。このことから、企業も含めた市民の防災意識の高さが感じられた。

また、地区津波避難計画については、住民同士で話し合いながら避難行動計画を策定し、その計画をもとに避難訓練を実施しているため、住民が主体となった避難計画が作成されている。

本区においても、地域住民が主体となって、計画の策定や訓練を行うことで、住民一人ひとりの自助・共助の意識の高揚が図れるという好循環を生む仕組みづくりは、大変参考となるものであった。

春日井市は、行政と市民が一体となった「犯罪や災害に強い都市基盤の整備」、心

のふれあいと連帯の中での「安全ネットワークづくり」、「コミュニティづくり」を目的とし、平成6年に「春日井市安全なまちづくり協議会」を設立した。

この協議会は、社会福祉協議会や老人クラブ連合会、PTA協議会など103団体で構成されており、「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民一人ひとりの意識の醸成や地域の安全リーダーの育成を基本的な理念としており、5つの部会を設置し協議会の運営を行っている。

5つの部会の中でも、啓発活動推進部会では安全意識の普及・啓発を目的として、「春日井安全アカデミー」を開校し、地域の安全のために活動を行い、市など関係機関に対し提言を行う「安全・安心まちづくりボニター」を育成している。「ボニター」は、「ボランティア」と「モニター」をあわせた市の造語であり、防災拠点訓練等で指導を行ったり、児童見守りのパトロールや、こども防犯教室の講師を務めるなど、地域において様々な場面で活躍している。

委員会では、協議会を中心となって支えている「ボニター」の行政に対する声や、協議会を運営していく中での苦労など、具体的な説明を受けることができた。

本区においても、地域の実情を知っている一定程度の専門的な知識を持った地域のリーダーを育成するシステムの構築や、安全なまちづくりを推進していくための行政と密接な連携がとれる組織の在り方を検討していくことは、今後の区の施策の参考となるものであった。

#### (5) 防災安全対策特別委員会の今後の展開

2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催や、特区民泊の開始を受け、今後、さらに訪日外国人の受け入れ増加も見込まれる。大規模な事故、リスクの高い感染症や有毒物質の漏えいなどの健康危機といったような、様々な危機の未然防止と被害軽減の対策を強化し、緊急時には迅速・的確な危機対応が求められる。このような危機管理対策だけではなく、地域防犯対策についても地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐことで安全なまちづくりを推進していく必要がある。

そして、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策が欠かせない。近年、日本各地で過去に例のない風水害をはじめとした自然災害による被害が発生しており、これらの被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層

強化する必要がある。

こういった状況のもと、区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層、多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会の中間報告とする。